長野市介護保険フレッシュ情報

号　外

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ＞組織でさがす＞
保健福祉部＞介護保険課＞長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報　検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も　く　じ

○　令和４年度版長野市高齢者サービスガイドに掲載する介護保険サービス事業所一覧の確認について（依頼）【別紙１】【別紙２】
○　高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の PCR 等の自主検査費用補助金の交付申請（第６波分）について
○　医療被保険者番号等の要介護・要支援認定申請書への記載について
○　介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について【別紙３】
○　令和４年４月からのサービス利用開始月から 12 月を超えた場合の減算について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

令和４年度版長野市高齢者サービスガイドに掲載する介護保険サービス事業所一覧の確認について（依頼）

長野市では毎年、市民の皆様に本市の高齢者施策や介護保険制度についてご理解いただくため、「長野市高齢者サービスガイド」を作成しています。

令和４年度版についても、例年と同様に介護保険事業所一覧を掲載する予定です。

ついては、別紙１の「介護保険事業所一覧」の記載内容をご確認いただき、修正箇所がある場合は、「介護保険事業所一覧記載事項変更票」により介護保険課給付担当まで送付いただきますようお願いします。

○送 付 先　　介護保険課給付担当　FAX：２２４－８６９４
E メール：kaigo@city.nagano.lg.jp
（エルジー）

○提出期限　　令和４年４月１日(金)
別紙２の「介護保険事業所一覧記載事項変更票」を送付してください。

○そ の 他　　「長野市高齢者サービスガイド」は、令和４年４月１日時点の指定内容をもとに掲載します。内容に誤りがある場合はお知らせください。期間が短く申し訳ありませんが、御協力をお願いいたします。
また、サービスガイドの配布は５月上旬を予定しています。配布時期が決まりましたらフレッシュ情報でお知らせいたします。

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の PCR 等の自主検査費用補助金の交付申請（第６波分）について

標記補助金については、１月 10 日に長野圏域の感染警戒レベルが４となったことから、同日の検査より補助対象期間となった旨をお知らせしました。

現在も補助対象期間ではありますが、補助対象期間が複数年度にわたるため、下記のとおり当該期間ごとに区切った期間を補助対象期間とします。

詳しくは長野市ホームページ
https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/470598.html　を確認ください。

記

①　令和３年度対象期間：令和４年１月 10 日～令和４年３月 31 日
②　令和４年度対象期間：令和４年４月１日～終期未定

なお、②の補助金申請手続きについては、後日改めてお知らせいたします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－５０９４（直通）

医療被保険者番号等の要介護・要支援認定申請書への記載について

日頃、長野市の要介護認定業務の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

介護保険法施行規則の改正に伴い、令和４年４月１日から要介護認定等申請時に医療被保険者番号等を申請書に記載することとされました。要介護認定等申請において提出代行等をされる事業所様につきましては、以下のとおりお願いいたします。

１　介護保険被保険者が長野市国民健康保険に加入の場合
　　要介護・要支援認定申請書の医療保険の欄は記入不要です。

２　介護保険被保険者が長野県後期高齢者医療制度に加入の場合
　　要介護・要支援認定申請書の医療保険の欄は記入不要です。

３　介護保険被保険者が上記１、２以外の医療保険に加入の場合
　　要介護･要支援認定申請書の医療保険の欄へ医療被保険者番号等を記入してください。
　　（医療被保険者証の提示は不要です）

なお、介護保険の第２号被保険者（40 歳から 65 歳未満の方）については、すべての方が、要介護・要支援認定申請書の医療保険欄への医療被保険者番号等の記載及び医療被保険者証の提示が必要です。（従来と変更なし）

問い合わせ先：介護保険課　認定担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－７８９１（直通）

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について

新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって、外部からの応援職員確保が困難な施設に限り、入所者に必要なサービスが提供されるための緊急的な対応として、濃厚接触者となった介護従事者が【別紙３】の注意事項を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱が可能となりました。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－５０９４（直通）

令和４年４月からのサービス利用開始月から12月を超えた場合の減算について

令和４年４月１日より、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションにおいて「サービス利用開始月から12 月を超えた場合の減算」の算定が開始されます。詳細は「令和３年４月版介護報酬の解釈１単位数表編」の各サービス項目をご確認ください。

なお、減算の取扱いは令和３年４月から起算して12月を超える場合から適用され、減算単位は支給限度基準額の対象となります。

＜対象となるサービス種類及びサービス名＞

サービス種類	サービス名
63 介護予防訪問看護	イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合 （５）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 （1 回につき）
64 介護予防訪問リハビリテーション	イ 介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）
66 介護予防通所リハビリテーション	イ 介護予防通所リハビリテーション費 （１）要支援１ （２）要支援２

問い合わせ先：介護保険課　給付担当
ＴＥＬ：０２６－２２４－７８７１（直通）

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはＦＡＸ、Ｅメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合せ先 》
長野市保健福祉部 介護保険課　給付担当
電　　話： 026-224-7871（直通）／ Ｆ Ａ Ｘ： 026-224-8694
Ｅメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

ながのご縁を
信都・長野市